

判決年月日	平成 20 年 2 月 25 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 18 年（ネ）10072 号		
○プロ野球選手がその所属する球団に対し，プロ野球ゲームソフト及びプロ野球カードについて，球団には選手の氏名及び肖像を第三者に使用許諾する権限がないことの確認を求める訴えにつき，野球選手契約に用いられる統一契約書第 16 条によれば，選手は氏名及び肖像の使用を，商業的利用の場合を含め，プロ野球選手としての行動に関し球団に独占的に許諾したものと解されるところとして選手らの請求が認められなかった事例。			

(事案の概要) 控訴人(一審原告)らは、いずれも現役のプロ野球選手であり、被控訴人(一審被告)らはセ・リーグ6球団及びパ・リーグ6球団のうち楽天、ソフトバンクを除く4球団である。控訴人らを含む各プロ野球選手は、被控訴人らのプロ野球球団に入団するに際し、球団と個別に野球選手契約を締結する(毎年更新)が、同契約は野球協約において統一契約書によるとされ、その統一契約書のうち選手の氏名及び肖像等の使用に関する第16条の規定は以下のとおりである。

「第16条(写真と出演) 球団が指示する場合、選手は写真、映画、テレビジョンに撮影されることを承諾する。なお、選手はこのような写真出演等にかんする肖像権、著作権等のすべてが球団に属し、また球団が宣伝目的のためにいかなる方法でそれらを利用しても、異議を申し立てないことを承認する。(1項)

なおこれによって球団が金銭の利益を受けるとき、選手は適当な分配金を受けることができる。(2項)

さらに選手は球団の承諾なく、公衆の面前に出演し、ラジオ、テレビジョンのプログラムに参加し、写真の撮影を認め、新聞雑誌の記事を書き、これを後援し、また商品の広告に関与しないことを承諾する。(3項)」

本件訴訟は、控訴人らが、所属の球団である各被控訴人らに対し、上記規定の「宣伝目的」には「商品化目的」は含まれないなどとして、選手の氏名及び肖像の記載されたプロ野球ゲームソフト及びプロ野球カードについて、平成17年12月から平成18年1月にかけて更新された平成18年度の各選手契約に基づき、各被控訴人らが第三者に対して各控訴人らの氏名及び肖像の使用許諾をする権限を有しないことの確認を求めた事案である。

原審の東京地裁は、平成18年8月1日、控訴人らの請求をいずれも棄却したので、一審原告たる控訴人ら(松坂大輔は当審において訴えを取り下げた)がこれを不服として本件控訴を提起した。

(主文)

1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

(争点)

- ・ 上記統一契約書 16 条に相当する選手契約の条項（「本件契約条項」）により、選手らの氏名及び肖像の商業的利用権（パブリシティ権）が球団に譲渡され又は独占的に使用許諾されたか
- ・ 本件契約条項による契約は不合理な附合契約であり民法 90 条に違反し無効であるか
- ・ 本件契約条項は独占禁止法 2 条 9 項 5 号に基づく一般指定 14 項の優越的地位の濫用又は 13 項の拘束条件付取引、若しくは同法 2 条 9 項 1 号に基づく一般指定 1 項 2 号の共同の取引拒絶に当たる行為であって、公序良俗に反するか、である。

(判断の骨子)

1. 氏名や肖像についての人格的利益や人格権は、本人である選手が生来的に有しているが、第三者との契約により自己の氏名や肖像を広告宣伝に利用することを許諾することにより対価を得る権利（いわゆるパブリシティ権）として処分することも許される。
2. 本件契約条項については、昭和 26 年当時に統一契約書が作成されるに至った事情、その後における契約当事者の行動等を総合的に勘案すると、選手契約により、商業的使用及び商品化型使用の場合を含め、選手が球団に対し、その氏名及び肖像の使用を、プロ野球選手としての行動に関し、独占的に許諾したものと解するのが相当である。（ただし、選手から球団に上記権利が譲渡されたとまで解することはできない）
3. 本件契約条項は規定自体から公序良俗に反するとはいえず、また独占禁止法違反との観点からしても、本件契約条項が公序良俗に反するとはいえない。
4. したがって、プロ野球ゲームソフト及びプロ野球カードについて球団が選手の氏名及び肖像を第三者に対し使用許諾する権限を有しないことの確認を求める本訴請求は理由がなく、これと結論を同じくする原判決は相当である。